

田川市指名停止の措置要領

契約の適格な履行と公正を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札に関する基準（昭和59年告示第29号）第3の1の規定に基づき、工事に係る競争入札参加有資格者の指名停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

（指名停止）

第1条 市長は、一般競争入札及び指名競争入札に関する基準に基づき資格審査をし、有資格者名簿に登載された業者（以下「業者」という。）が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。当該指名停止に係わる業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 業者の決定から契約締結までの間に、当該業者を指名停止した場合は、業者決定を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認め

られる者を除く。) について当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 業者が、一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の短期及び長期とする。

- 2 業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止を行う必要があるときは、指名停止期間の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止期間中の業者について情状酌量すべき特例の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の業者が当該事案について、責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 別表第3第1号から第4号までの措置要件により指名停止を行った場合は、第2号においては24か月、第1号及び第4号においては12か月、第3号においては6か月を経過する時点において、当該指名停止措置の原因となった事実が継続しているか否かについて、警察に確認を行うものとする。この場合において、当該指名停止措置の原因となった事実が継続していないときは当該建設業者に対する指名停止を解除し、継続等しており市発注工事の契約の相手方として適当でないときは田川市建設業者等選定委員会の審議を経て当該建設業者に対する指名停止措置を継続するものとする。
- 8 前項後段の規定により指名停止措置を継続した場合は、別表第3第1号、第2号及び第4号においては6か月を経過する日、第3号においては3か月を経過する日において、指名停止措置の原因となった事実が継続しているか否かを確認するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4条 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各

号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を受けた場合又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が談合行為を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号イ、第7号イ又は第9号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 市又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号、第8号又は第9号に該当する業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の業者が本市の契約に係る工事の一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止措置等の公表)

第9条 市長は、第5条第1項の規定に基づき指名停止に関する通知を行ったときは、速やかに公表するものとする。

(準用規定)

第10条 工事附帯業務、物品の購入その他の契約に係る競争入札参加有資格者の指名停止については、この要領を準用して取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年3月28日から施行する。

(平成8年3月28日 第1次改正)

別表1(虚偽記載)の8を1に改正、以下各号を繰下げる。

別表2(贈賄)の2のイ・ロの期間を改正。

別表 2（不正又は不誠実な行為）に 9 を挿入、以下各号を繰下げる。

附 則（平成 13 年 7 月指名委決定）

この要領は、平成 13 年 7 月 3 日から施行する。

第 8 条を加える。

別表第 3 を削る。

附 則（平成 14 年 2 月指名委決定市長決裁）

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月市長決裁）

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月市長決裁）

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月市長決裁）

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月市長決裁）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月市長決裁）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格承認申請書、競争参加資格承認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 市内における工事で前号に掲げる以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げるもののほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>

<p>は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>（工事関係者事故）</p>	
<p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げるもの以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が田川市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

<p>3 次のイ又はロに掲げる者が田川市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>4 市内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>5 次のイ又はロに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 市</p> <p>ロ 市内の他の公共機関の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>6 市外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に 関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>刑事告発を知った日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

(競争入札妨害又は談合)	
7 次のイ、ロ又はハに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又はその使用人（使用人においてはロに掲げる場合に限る。）が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 市	3か月以上12か月以内
ロ 市内の他の公共機関の職員	2か月以上12か月以内
ハ 市外の他の公共機関の職員	1か月以上12か月以内
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内
9 市が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内
(建設業法違反行為)	
10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から

<p>イ 市</p>	<p>2か月以上9か月以内</p>
<p>ロ 市内の他の公共機関の職員 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を科され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

別表第3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして警察から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>ロ 建設業者である個人又は建設業者の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）（以下これらを「役員等」という。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。）（以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月を経過し、かつ、市発注工事の契約の相手方として相当と認められる状態になるまで</p>
<p>2 前号に規定する場合において、役員等又は建設業者の使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）若しくは福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号イ又はロに該当する事実と当該容疑又は当</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24か月を経過し、かつ、市発注工事の契約の相手方として相当と認められる状態になるまで</p>

<p>該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。)</p> <p>3 次のいずれかに該当するものとして警察から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>ロ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>ハ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>ニ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>ホ 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>ヘ 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると</p>	<p>当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、市発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
---	--

<p>き。</p> <p>4 前号に規定する場合において、役員等又は建設業者の使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号イからへまでのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月を経過し、かつ、市発注工事の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>5 市発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとして警察から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。ただし、情状酌量すべき特別の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>当該認定をした日から 4か月</p>